

令和5年度6月22日版

秋吉 洸弥

ハラスメント予防・紛争解決手続規約

第1編 総則

§1. (目的)

(1) 対内的目的

この規約は、第3編に定義する各ハラスメント行為を事前に明示する事による加害行為の抑止・被害の予防を目指し、また有事の際における手続のガイドラインを定めておく事により、当事者間の紛争における各攻撃防御方法の要件・効果を確定し、罰則等の実効性や紛争解決の迅速・確実性や予測可能性を担保する事を通じて、被害者の社会経済上の地位の回復や生活感情の全き治癒、また加害者側の適正な更生・再発防止を実現する事を目的とする。

(2) 対外的目的

この規約は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、組織内で用いられるハラスメント防止ガイドラインの制定・運用を通じて対内的手続における平等・適正・完全性を担保する事により、政治活動の公明と公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄与する事を目的とする。

§2. (解釈基準)

この規約は、民事訴訟法・刑事訴訟法の各規定とその目的・機能に係る判例見解や学説の理解を手続担当者に共有した上で、日本国憲法に規定される生存権や平等権や幸福追求権、表現の自由や司法手続における手続的適正・公正性や平等・比例原則等をも十分に尊重し、また個人の内心における精神的活動や、政党活動による社会的影響についても常に最大限の配慮を行った上で、解釈・運用されなければならない。

§3. (定義)

(1) 「政党」

※ 政治資金規正法第1章第3条第1項の定義・立法趣旨に準拠する。

この規約において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの。
- (b) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙もしくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙もしくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの。

(1-2) 「政治団体」

※ 政治資金規正法第1章第3条第2項の定義・立法趣旨に準拠する。

この規約において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (a) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。
- (b) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。
- (c) 前二項に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。
 - (c-1) 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (c-2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

(1-3) 「政党組織」

上記に規定する政党・政治団体の総称。

(2) 「政党活動」

政党組織が実施する諸活動のうち、上記の目的を達成するための活動。

(3) 「黨員」

政党組織の内部規定によって定める。また、当該規定が存在しない場合には、党の代表や中核的職員がこれを定め、責任の所在を確定したうえで、公表しなければならない。

(4) 「政党職員」

政党組織の内部規定や慣習によって定める。また、当該規定や慣習が存在しない場合には、党の代表や中核的職員がこれを定め、責任の所在を確定したうえで、公表しなければならない。

(4-2) 「中核的職員」

(4)に定める職員のうち、特に政党活動に寄与する目的を有し、活動の基本的な指針や財産処分等の決定に関わる者。

(5)「活動員」

第3編に定義する各ハラスメント行為の発生時を基準として、2年以内に政党活動に寄与する意思を持って、何らかの形で実際に関わり、且つこれを書面や電磁的記録、または2名以上の他の活動員による証言を以て、客観的に立証できる全ての者。

(6)「裁定機関」

第6編によって定める、ハラスメント行為による被害の救済や加害者の更生に必要な事実の調査・判断を行い、裁定を実施する責任と義務を負う機関。

(6-2)「裁定委員」

前項に定める機関の構成員。

(7)「ハラスメント」

他人に対して、言動や有形力の行使その他の手段を以て、精神的・経済的に加害を加えることを内容とする全ての行為、及びその結果の発生。

§4.(始期)

この規約は、団体内の代表責任者を構成員とする、相当の意思決定機関等による、適用の決定によって効力を発生する。

§5.(終期)

この規約は、団体内の代表責任者を構成員とする、相当の意思決定機関等による、廃止の決定によって効力を停止する。

第2編 適用関係

§6.(適用場面)

この規約による手続規定は、以下の各要件を満たす自然人に適用されるものとする。

(1) 人的適用

§3.(3)-(5)の規定によって定める要件を満たす自然人。

(2) 時的適用

ハラスメント行為による被害者が、これによる損害を認識した時点から 5 年以内、または当該行為の発生から 10 年以内。

(3) 場所的適用

政党活動の中心となる事務所等の施設や、政党活動を行なった場所、当該地への往復路、及びこの規約の適用対象者が政党活動に係る必要に応じて財産の支出や連絡等を行なった隔地。

(4) その他条件

上記に定める要件のほか、第 7 編に定める裁定機関により、§ 2.(解釈基準)に即した適切な裁量のもとで、必要に応じて定義される要件を(1)-(3)に含める。ただし、当事者にとって著しい不利益となる不合理な縮小・限定解釈等は、無効とする。

§ 7. (適用除外)

前条の規定に関わらず、この規約の適用をされるべき、もしくはされるべきでないものと解釈する当事者や利害関係者は、政党組織や裁定機関に対してこれを主張・立証することにより、適用の可否の判断を求める権利を取得することができる。また、政党組織や裁定機関がこれを私人に対して主張する場合も同様とする。なお、この場合には前記の権利を主張し、される側の双方の協議によって適用の可否を定めるものとする。

第 3 編 ハラスメント行為の定義

§ 8. (ハラスメント行為の定義)

この規定におけるハラスメント行為とは、以下に定義する内容のほか、第 4 編に規定する手続によって確定された行為を含めるものと定める。

(1) パワー・ハラスメント

相手方に対して、恐怖感を与えたり、何らかの作為・不作為を強要させる目的で、相手方が意思活動の自由を侵害されるに足り得る抑圧・屈辱を感じる程度の乱暴な言動や不利益な処分の告知、または有形力の行使等によって加害すること。

(2) セクシュアル・ハラスメント

相手方に対して、当人の性的な領域に関する自己認識や尊厳、及びそれらに係る意思活動の自由を冒瀆する言動、または直接的な身体接触、並びにそうした侵害の暗示等によって

加害すること。

(3) モラル・ハラスメント

相手方に対して、諸個人によって異なり得る慣習や規範的な認識・言動等について、相手方の自由意志とは相違することを認識しながら、合意形成を構築する努力を怠った上で、敢えて何らかの作為・不作為を強要させる目的で、相手方が意思活動の自由を侵害されるに足り得る抑圧・屈辱を感じる程度の乱暴な言動や不利益な処分の告知、または有形力の行使等によって加害すること。

(4) 経済的ハラスメント

相手方に対して、政党活動やその前提となる行為に必要な程度の金銭・財産を、供与することが可能であるにも関わらず、相手方の個性や個別の事情を口実にして不当または不合理な区別を設け、共有しない事によって、精神および財産的な侵害を与えること。

(5) 疎外的ハラスメント

相手方に対して、政党活動やその前提となる行為に必要な内容の情報や信頼関係の構築の機会を、共有することが可能であるにも関わらず、相手方の個性や個別の事情を口実にして不当または不合理な区別を設け、相手方のみを連絡網等から阻害する事によって、精神および財産的な侵害を与えること。

第4編 その他のハラスメント行為が生じた場合の事実認定・法の存在の確認手続

§9. (ハラスメント行為の認定基準)

第3編に規定する各ハラスメント行為には形式的に該当しないが、行為態様、及び不利益な結果の発生等について、実質的な類似性や相当の悪質性を有する行為についても、以下の裁定手続規約を適用する事ができる。

§10. (事前の策定・共有義務)

政党組織は、前条によるハラスメント行為の定義に関して、組織内において相当の協議を行い、当事者となり得る利害関係者等の予測可能性や手続的公正性を保障する観点から、事前に判断基準や責任の所在を確定し、共有するよう努めなければならない。

§11. (確認を求める請求権の創設)

前条における当事者となり得る利害関係者は、いつでも、党員や政党職員に対してハラス

メント行為に該当し得る行為の認定基準の存在や内容について、確認する権利を有する。

§ 12. (応答義務)

前条による確認請求に対して、これを受けた党员や政党職員は誠実に応答する義務を負う。

第 5 編 ハラスメント行為が発生した場合における連絡手段・請求権の創設等

§ 13. (請求権の創設)

(1) 本人による通報

第 3 編に規定する各ハラスメント行為の被害者は、第 7 編に規定する裁定機関に当該事件の発生事実を伝達し、事実関係の調査や仲介、また第 6 編に規定する加害者への制裁、及びこの前提となる適切な裁定手続を直ちに実施する事を請求する権利を有する。

(2) 本人の関係者による通報

前項の被害者と特別の信頼関係を有する者、或いは被害者の心身の安否について憂慮すべき相当の地位にある者は、前項の権利を有する。

(3) その他第三者による通報

健全な民主社会の発展に不可欠な要素たる政治活動の自由や安全を保障すべき観点から、政党活動について特別の寄与や経験を有さない第三者であっても、政党組織に対して事実関係の調査や裁定、また被害者の救済や加害者の構成に必要な行為の実施を求め、判断の結果を共有する事を求める権利を有する。

§ 14. (連絡手段)

前条に規定する被害者等は、その連絡手段を指定する権利を有する。また、政党組織・裁定機関は当人の内心や個人情報への漏洩する危険性に配慮しながら、適切かつ緊密な情報伝達を実施する事が可能な体制を構築しなければならない。

§ 15. (応答義務)

前 2 条に規定する通報を受けた党员や政党職員、もしくは裁定機関は、通報者の主張内容や背景を慎重に考慮した上で、速やかに応答の有無や内容を決定し、これを認める場合には直ちに裁定手続の実施に必要な体制の構築に向けて行動する義務を負う。

§ 16. (標準的処理期間の定め)

政党組織もしくは裁定機関は、前条の応答に必要・相当な標準的処理期間の概算について事前に定めておくよう努めなければならない。また、これを定めた場合は相当な範囲の利害関係者に対して公表し、共有しなければならない。

§ 17. (代理人の選任)

§ 13.(1)(2)に規定する通報者は、自身の心身の平穩を守る必要に応じて、通報手続の実施を他の代理人に委任する権利を有する。また、前記により委任を受けた手続代理人は、誠実にこれを履践する義務を負い、正当な理由があれば、いつでも代理権を放棄し、委任の要請を拒否する事ができる。

第 6 編 裁定機関

§ 18. (裁定機関の設置)

政党組織は、この規定の理念、及び各規定に定める手続を确实・誠実に履践すべく、公平な裁定機関を常に設置しなければならない。

§ 18-2. (裁定機関の構成)

(1) 構成員

前条の裁定機関は、最低 5 人を構成員とし、実務経験 5 年以上の弁護士、同じ条件の心理カウンセラー、及び政党活動に対して精神的・財産的な利害関係を有さず、公平かつ適切な判断を行う事が期待でき、豊富な法学・心理学等に係る十分な学識を有するものと客観的な実績等から認められる第三者を含めて構成されなければならない。

(2) 除斥・忌避等の欠格要件

※ 民事訴訟法第 23-24 条の規定・立法趣旨に準拠する。

(a) 裁定委員又はその配偶者もしくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者もしくは償還義務者の関係にあるとき。

(b) 裁定委員が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、又はあったとき。

(c) 裁定委員が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

(d) 裁定委員が事件について証言者となったとき。

(e) 裁定委員が事件について当事者の代理人または補佐人であるとき、又はあったとき。

(f) 裁定委員が事件について仲裁判断に関与し、または不服を申し立てられた前審の裁判に

関与したとき。

(3) 回避

裁定委員は、前項に定める要件のほか、裁定に関与する事を回避すべき正当な理由を有するものと個人で判断できる事情が存在する場合には、裁定手続を回避する事ができる。

§ 19. (裁定に係る裁量権の創設)

裁定機関および裁定委員は、具体的な事件に関する証拠の収集や事実認定に必要な手続を行う権利を有し、その手段の選択や事実の解釈、また加害者の処遇の決定につき、政党組織とは独立にこれを判断し実行する裁量権を有する。

§ 19-2. (外部への嘱託)

前項の権利を行使する裁定機関は、証拠の保全や証明力の程度等を判断するために必要な場合には、客観・中立・精確にこれを吟味することが可能であると認める相当の者や機関に対して、検証や鑑定を嘱託することができる。

§ 20. (裁定委員の報酬等)

政党組織は、裁定委員について、その活動を十分に担保し裁定の高度な水準を維持できるに足る報酬の基準および具体的な価額を定め、政党組織の計算・責任において各裁定委員に対して支弁しなければならない。

§ 21. (一般的事項および標準的処理期間の定め)

裁定機関は、ハラスメント行為による個別具体的な事件の発生に関わらず、一般的な運用方針や解釈基準の内容および標準的な処理期間について、平時から定め、共有しておくよう努めなければならない。

§ 22. (当事者能力)

この規約に定める裁定手続における当事者能力は、民法および民事訴訟法によって定められる行為能力や当事者能力等の各規定に準拠し、またこれらに係る立法趣旨や判例見解を十分に踏まえたうえで、解釈・適用されなければならない。

§ 23. (原告適格)

第3編に規定するハラスメント行為を受けた被害者は、裁定機関に対して裁定手続を行うことを請求する権利を有し、また、これが認められた場合には手続上の原告としての地位を得る。

§ 24. (被告適格)

前条に規定する被害者が、加害行為を行ったものと認識しており、且つ制定手続において相手方として指定する事を求める行為者について、手続上の被告としての地位を与える。

§ 25. (主張および立証責任)

前 2 条に規定する原告および被告は、民事訴訟法に係る最高裁判例や伝統的な学説見解における「法律要件分類説」に準拠し、証拠の提示や事実・法律上の主張および立証の責任を負うものと定める。

§ 26. (証拠保全)

(1) 当事者による証拠保全

本編に定める原告および被告は、将来の被害や紛争を予防し、また裁定等の場面において自己の主張を立証するために、その根拠となる物証や人証をあらかじめ保全する事ができ、且つ、政党組織はこれを尊重しなければならない、不当な妨害等をしてはならない。ただし、前記の権利の濫用・逸脱にあたる場合や政党組織がこれを制限するのに正当な理由がある場合は、当事者の意見を聞いて、相当の制限を行う事ができる。

(2) 政党組織による証拠保全

前項に関わらず、政党組織は組織内部の風紀や政党活動の健全性を維持すべく、平時より § 21. (一般的事項および標準的処理期間の定め)に定める義務に加えて、これを誠実に履践するために必要な証拠の保全を行う権利を有し、また義務を負う。

(3) 裁定機関による証拠保全

前項の趣旨は裁定機関が行う証拠の保全についても同様とする。また、この場合には政党組織は裁定機関の中立・独立性を侵害し、手続の妨害となり得るような作為または不作為を行ってはならない。

(4) その他第三者による証拠保全

§ 13.(2)(3)に定める趣旨に従い、原告や被告の近親者や利害関係者等は上記の保全行為を妨害するに至らない程度の手段を以て、被害者の救済や事案の具体的な解決に資すべく、独立に証拠の保全を行う事ができる。

§ 27. (事実認定)

裁定機関は、高度の法律知識および心理学や統計学に係る学術的な蓄積に基づく分析方法に関する知見を備えたうえで、合理的な経験則に基づき、当事者や利害関係者が提出した証拠を公平・誠実に吟味し、事実を認定する事しなければならない。

§ 28. (事実の解釈)

裁定機関は、前条により認定した事実により発生する効果に係る解釈についても、自由な裁量権を有し、且つ前条と同等の水準で吟味しなければならない。

§ 29. (裁定の言渡し)

裁定機関は、§ 21. (一般的事項および標準的処理期間の定め)に定める事件の処理期間に配慮しながら、十分に当事者の主張や提出された証拠に係る調査等の結果が判明し、裁定手続が適正に行われ、且つその内容が確定したものと認められる場合には、被告に対して裁定の言渡しを行う事ができる。

§ 30. (既判力)

裁定による既判力の効果については、民事訴訟法に係る最高裁判例や伝統的な学説見解に基づき、解釈するものとする。

§ 31. (捜査機関や裁判所への情報共有)

政党組織および裁定機関は、具体的な事件に係る裁定手続や証拠保全の進行の程度に関わらず、得た情報や証拠等が民事訴訟や刑事捜査手続に必要となり得ると判断する場合には、裁判所や捜査機関等からの要請に対応できるよう、それらを適切に保存・管理し、またその体制を構築しておかなければならない。

第 7 編. 請求権の存在が認定された場合の加害者に対する制裁

§ 32. (加害者の範囲)

政党組織は、第 1 編に定める範囲の自然人のほか、個別具体的な事件の内容等に応じて、本編に定める加害者の定義を拡張し、解釈・適用する事ができる。

§ 33. (制裁権の創設)

政党組織は、ハラスメント行為の加害者に対して、当人との契約内容や実質的な関係性に応じて、訓戒・嚴重注意・減給・党员停止・活動禁止・免職その他の制裁を執行する権利を有する。また、裁定機関はそれらを自由に解釈し、制裁処分の内容を決定する権利を有する。

§ 34. (加害者の更生・再発防止)

政党組織は、前条に係る判断において、加害者本人に対する処分の内容に関わらず、適正

に更生することが期待できる要件を考慮しなければならず、また事件の再発防止を十分に保障できる体制の構築を以て、制裁の執行を完了したものと見做す。また、裁定機関も同様に、加害者本人の適正な更生に資すべき具体的な手段を常に考慮し、前条の内容を判断しなければならない。

§ 35. (過剰な制裁の禁止)

政党組織および裁定機関は、前条の趣旨に鑑み、客観的に不公正または過剰と評価される程度の制裁、また被害者の救済や加害者の更生、および再発防止の目的に直接的に寄与しないものと評価される、不合理な制裁内容の決定および執行を行なってはならない。

第 8 編 抗告手続

§ 36. (一般抗告)

前編に規定する裁定手続やその前提となる証拠保全・調査等の手続において、各当事者は § 2. (解釈基準) の目的・趣旨に背反するような不合理な対応を受けた場合、また手続の公平性や精確性を著しく害すると認められるような瑕疵を発見した場合に、裁定機関に対して当該部分につき抗告することができる。

§ 37. (応答義務)

前条の抗告を受けた裁定機関は当該内容を精査し、抗告を主張する者および利害関係者に対して、迅速にその検討の結果を伝えなければならず、また抗告の内容の正当性を認めることができた場合には、誠実にその瑕疵を修正し、必要に応じて謝罪の旨を公表しなければならない。

§ 38. (権利濫用の禁止)

一般抗告を主張することができる各当事者は、その権利および地位について、いたずらに手続を遅らせることのみを目的とするような濫用的行使をしてはならない。

第 9 編 非常手続

§ 39. (非常手続)

この規約に規定する各当事者は、裁定機関の目的・趣旨を没却するような、著しく不公正

な人的構成の瑕疵や、重要な前提事実に係る判断漏脱、また裁定結果における被害者への二次加害や加害者への過剰な制裁等を認めた場合には、この規約に基づく手続の進行情況・裁定結果等に関わらず、必要性に応じて訴状の提出や外部の団体への相談等を独立に行う権利を有し、また政党組織はこの自明な権利の行使を妨害、あるいは扇動してはならない。

第10編 情報管理・保護の手続

§ 40. (情報の管理)

政党組織および裁定機関は、この規約に定める手続の全過程において、当事者や利害関係者に配慮し、主張・証拠の内容や手続の進行情況等を不用意に第三者に漏洩してはならず、また手続を担当する者は、常に知り得た情報の管理を徹底しなければならない。

§ 41. (情報の共有)

前条は、§ 31. (捜査機関や裁判所への情報共有)の規定の目的・趣旨と適合するように解釈されなければならない。